



2026年5月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ェ ロ ー テ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 賀 賢 漢
(コード番号:6890 東証スタンダード市場)
問 合 わ せ 先 I R ・ 広 報 部 長 野 田 耕 一
(0 3 - 3 2 8 1 - 8 1 8 6)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社フェローテック（代表取締役社長：賀 賢漢、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第46期定時株主総会に「定款一部変更の件」を附議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、基準日を2026年6月30日として第47期事業年度の中間配当を実施する予定です。

記

1. 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙記載のとおりです。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	同上

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款
<p>(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを開催し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準) 当社は、毎年<u>3</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</p> <p>(条文省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当は、毎年<u>3</u>月31日の株主名簿に記録された株主または登録質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>第38条 (中間配当) 当社は、毎年<u>9</u>月30日の株主名簿に記録された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当社は、毎年<u>12</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</p> <p>(条文省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当は、毎年<u>12</u>月31日の株主名簿に記録された株主または登録質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>第38条 (中間配当) 当社は、毎年<u>6</u>月30日の株主名簿に記録された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p> <p>(条文省略)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 第36条 (事業年度) の規定にかかわらず、第47期事業年度は、2026年4月1日から2026年12月31日までの9ヶ月とする。</u></p> <p><u>第2条 本附則第1条乃至第2条は、第47期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u></p>